

講義第10回 消費者と法

岡本 裕樹

I. 最高裁判所の判例より

Y社は、顧客の委託を受けて、国内の非公認市場において金地金の先物取引を行う会社であった。先物取引とは、ごく単純化すると、次のような商品の取引である。ある商品の価格が現在5万円であるが、半年後に7万円になると予想している人と、6万円になると予想している人がいる場合に、6万5千円で取引が成立するとする。半年後の決算期限（「限月」と呼ばれる）に現物価格が6万5千円を上回っていれば、その差額分だけ買い方が利益を得て、売り方が損をする。下回っていれば、この逆になる。このように、半数の人が必ず損をすることが決まっているゼロサム取引である（現実には、手数料がかかるため、マイナスサム）。決済期限に現物で受け渡しをすることもできるが、通常は、反対売買（最初に売った者は買い）をすることによって、数字の上だけで決済される。決済期限の前であっても、その時点での先物価格しだいで、反対売買をして利益を確定したり、損失を確定したりすることもできる（「手仕舞い」「仕切り」）。取引開始時に取引額の数%から20%程度の委託証拠金を商品取引員に差し入れることになっている。限月以前であっても、現時点で仮計算をして委託証拠金の半額の損失が生じている場合、顧客は追証拠金の支払いを求められ、これに応じないと強制的に取引を終了させられる。

Xはこうした先物取引について一切知識のない主婦であった。Xに対してYの社員Aは先物取引への勧誘行為を行った。その際Aは、先物取引が投機性を有し、損失が生じるおそれがあることや、委託追証拠金を必要とすることがあり、これを納めないと多額の損害を被ることなどについて、一切の説明を行わなかった。むしろ、先物取引が損失のおそれのない安全かつ有利な取引であることを強調した。この勧誘は3時間にも及び、Xは現金のないことを理由に取引を断ろうとしたが、Aは貸付信託通帳でも支障がないとして執拗に取引を勧めた。その結果、XはAに任せれば利益を生じることが確実であると考えて取引をするに至った。しかし、実際には損失が生じたため、Xは契約の無効を理由に、貸付信託通帳の返還などを求めて訴訟を提起した。

第一審、原審ともに、公序良俗に反することを理由として契約が無効であるとし、不法行為に基づく慰謝料等の損害賠償請求も認めた。

II. 消費者問題の発生と救済手段

近代以前 「生産」と「消費」の非分離、自給自足

余剰品を市場で取引、「買主注意せよ」

↓

16～18世紀 消費財の生産を行う企業の出現

19世紀 産業革命→大量生産の実現、労働者の可処分所得の増加

「博覧会」、「デパート」・・・日常の必需品以外の商品の消費

↓

20世紀後半 資本主義経済における高度成長

耐久消費財の量産、宣伝・抗告技術の発展、労働者の所得の増加、

メディア・交通機関の発達

↓

事業者と消費者との間に、商品に関する知識・能力、取引の際の交渉力に関して、格段の格差規制緩和と市場での競争促進

行政的救済（事前規制、行政指導）と民事的救済（情報量格差の是正、契約からの解放、損害賠償）

Ⅲ. 消費者契約法の概要

法律の対象

消費者契約：事業者と消費者との間で締結される契約

事業者：①法人その他の団体 ②事業として又は事業のために契約の当事者となる個人

消費者：事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く個人

規律内容①—不当な勧誘により締結された契約の取消し

①事業者が重要事項について事実と異なることを告げ、消費者がその内容を事実と誤認した場合

②事業者が契約の目的となっている物の将来の価値、消費者が将来受け取るべき金額、その他の将来の不確実な事項につき断定的判断を提供し、消費者がその内容を確実なものと誤認した場合

③事業者が重要事項について消費者に利益となる旨を告げ、かつ、不利益となる事実を故意に告げなかったことにより、消費者がこの事実が存在しないと誤認した場合

④消費者の住居などからの退去要請に反して、事業者が退去しないために、消費者が困惑した場合

⑤勧誘場所からの退去希望に反して、事業者が退去させないために、消費者が困惑した場合

↓

誤認・困惑が解消してから6ヵ月以内 or 契約締結から5年以内に契約を取消することができる

規律内容②—消費者に不利な契約内容の無効

①事業者の債務不履行・不法行為責任等を免除する契約条項

②消費者が契約を解除した場合について定められた、平均的な損害額を超える損害賠償額・違約金

③消費者が代金を支払わない場合について定められた、年利14.6%を超える損害賠償額・違約金

④信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項

Ⅳ. その他の主な消費者保護法制

民法の一般規定

公序良俗（§90）・錯誤（§95）・詐欺（§96）・不法行為（§709）

クーリングオフ制度

割賦販売、特定商品等の訪問販売・通信販売、特定商品等の預託取引、宅地建物取引など

→消費者が契約内容等を明らかにする書面を受領した日から一定期間内、何らの負担もなく契約を失効させられる

中途解約

5万円以上の語学教室・家庭教師・学習塾（以上、2ヵ月以上）・エステサロン（1ヵ月以上）との契約

→事業者に一定限度の損害を賠償することで、将来に向けて契約を中途解約することができる

「抗弁の接続」

割賦購入あっせん・ローン提携販売

→購入者が販売業者等との契約に基づく抗弁を、信販会社等からの支払請求に対して主張できる

利息制限

利息制限法上の制限利率・・・10万円未満一年2割、10万円以上100万円未満一年1割8分

100万円以上一年1割5分

*ただし、借主が制限超過利息を利息として任意に支払い、かつ、貸金業者が契約内容を明らかにする書面と受取証書を交付した場合には、有効な利息の支払いとなる